



許可番号 第 12714008187 号

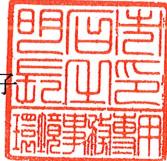
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県明石市大久保町大窪1372番地の1

氏 名 株式会社ミキクリーン  
代表取締役 三木 康弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

明石市長 丸谷 聰子



許可の年月日 令和3年12月26日

許可の有効年月日 令和8年12月25日

### 1. 事業の範囲

- |  |   |
|--|---|
| (1) 収集運搬業(積替え・保管を含まない。)<br>取扱産業廃棄物の種類<br>1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)<br>2. 汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)<br>3. 廉油<br>4. 廉酸(水銀含有ばいじん等を含む。)<br>5. 廉アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)<br>6. 廉プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)<br>7. 紙くず<br>8. 木くず<br>9. 繊維くず<br>10. 動植物性残さ<br>11. ゴムくず<br>12. 金属くず<br>13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(石綿含有産業廃棄物を含む。)<br>14. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)<br>15. ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)<br>以上 15 種類 | (2) 収集運搬業(積替え・保管を含む。)<br>取扱産業廃棄物の種類<br>1. 汚泥(廃電池に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。)<br>2. 廉プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)<br>3. 紙くず<br>4. 木くず<br>5. 繊維くず<br>6. 金属くず<br>7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(石綿含有産業廃棄物を除く。)<br>8. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)<br>以上 8 種類 |
|--|---|
- 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

- ・積替え・保管場所: 兵庫県明石市大久保町大窪1370番地 外2筆
- ・積替え・保管を行う産業廃棄物の種類: 汚泥(廃電池に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。)、廉プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
- ・積替え・保管面積: 543.88m<sup>2</sup>
- ・積替え・保管上限: 761.74m<sup>3</sup>
- ・積み上げができる高さ: 4.5m

### 3. 許可の条件

- (1) 積替え・保管の場所は、許可証記載の場所に限る。
- (2) 当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和60年5月13日 新規許可 [兵庫県許可]
- 平成10年8月28日 変更許可 (取扱産業廃棄物の追加) [兵庫県許可]
- 平成11年5月18日 変更許可 (積替え・保管品目の追加) [兵庫県許可]
- 平成25年1月17日 変更許可 (取扱産業廃棄物の追加) [兵庫県許可]
- 平成26年7月15日 変更許可 (取扱産業廃棄物の追加) [兵庫県許可]
- 平成30年4月1日 中核市移行による書換え  
令和3年12月26日 更新許可

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無